

コミュニティ・カフェ EMANON 施設貸出使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、コミュニティ・カフェ EMANON（以下「エマノン」という。）の施設を、一般社団法人未来の準備室（以下「未来の準備室」という。）の事業目的遂行のために支障のない範囲で、市民へ貸出しを行う場合に必要な事項を定めるものとする。

(貸出施設)

第2条 エマノンの貸出施設は、次に掲げる施設とする。

- 1F 最奥の部屋
- 1F 最奥の部屋及び中央の部屋
- 1F 土間・キッチンを除く全ての部屋
- 1F すべての施設

(貸出許可)

第3条 エマノンは、次の各号に掲げる使用目的に対し、前条の施設を貸出しすることができる。

- (1) 中学生・高校生・大学生が主体となって行う事業
- (2) 中学生・高校生・大学生を対象として行う事業
- (3) 政府機関・地方公共団体が主催・共催する行事又は大会
- (4) 自治会及び子供会等、市民団体の関係する行事又は大会
- (5) 市民有志等による同好会団体の練習・行事等
- (6) その他、未来の準備室理事長が適当と認めたもの

(貸出日)

第4条 エマノンが市民に施設を貸出しできる日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 営業日
- (2) 定休日

ただし、(2)に関しては、事前の協議を要し、適当でない場合は貸出ししない場合がある。

(使用時間帯)

第5条 エマノンの施設を使用できる時間帯は、次の各号に掲げる時間とする。ただし、エマノンの都合により使用時間帯について制限又は変更を求めることがある。

- (1) 午前10時から午後10時
- (2) その他、未来の準備室理事長が適当と認めた時間

(使用手続)

第6条 エマノンの施設の使用を希望するときは、別に定める期間内に、別紙の「施設貸出使用申請書」を提出し、使用許可を受けなければならない。

2 使用許可を受けた場合には、責任者は未来の準備室と使用施設について事前打合せを行わなければならない。

(使用料の徴収)

第7条 エマノンの貸出施設を使用するときは、未来の準備室は使用団体及び使用者から所定の使用料(別表)を使用手続き時に徴収する。

2 既納した使用料は返却しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 荒天等使用者の責任によらない事由で使用できなかったとき。
- (2) 第9条1項により使用許可を取り消したとき。
- (3) 未来の準備室理事長が適当と認めたとき。

(使用料の減免)

第8条 未来の準備室は次の各号のいずれかに該当するときは、施設使用料を減免することがある。

- (1) 中学生・高校生・大学生が主体となって行う事業
- (2) 未来の準備室が共催する事業
- (3) 未来の準備室理事長が適当と認めた場合

(貸出不許可と貸出取消)

第9条 未来の準備室は申請者が第3条に掲げる使用目的によって貸出申請を行なった場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出しを不許可、または許可を取り消すことができる。不許可・許可取り消しの場合、帰納の使用料は返還しない。

- (1) 使用目的以外の目的で使用する恐れが認められる、あるいは使用されたとき。
- (2) 秩序を乱す恐れがあるとき。
- (3) 施設・器具を破壊及び、汚損する恐れがあると認められたとき。
- (4) 熱狂的な宗教的崇拜、政治的全体主義を扇動、推し進めようとする意思が認められるとき。
- (5) 人種・信条・性別・性的指向・社会的身分など、個人の先天的あるいは後天的な形質を差別しようとするとき。
- (6) 青少年の健全育成に、支障があると認められるとき。
- (7) 施設の管理運営上、支障があると認められるとき。
- (8) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (9) その他緊急の場合及び施設管理上、必要な取り消し事由があるとき。
- (10) 第11条の使用者遵守事項を守らないとき。

2 前項の取り消しのため使用者に損害を及ぼすことがあっても、未来の準備室はその責任を負わない。

(報告義務)

第10条 貸し出し施設を使用する場合、使用者は使用前と使用後をエマノン職員にそれぞれ、すみやかに報告しなければならない。

(遵守事項)

第11条 施設を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的以外の使用をしないこと。
- (2) 施設の使用権を他に転貸し、又は譲渡することはできないこと。
- (3) 施設及び備品や用具を破損・汚損又は紛失しないこと。
- (4) 未来の準備室が上記(3)によって損害を生じた場合は使用者に対して損害賠償を請求することができること。
- (5) 施設の備品及び用具は許可なく移動してはならないこと。
- (6) 施設の備品及び用具を許可を得て移動した場合、事後速やかに原状に復さなければならないこと。
- (7) 使用後の清掃及び整理整頓は、使用者が責任をもって行わなければならないこと。
- (8) 騒音、怒声等を発する、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼさないこと。
- (9) 所定の場所以外の喫煙及び飲食を行わないこと。
- (10) 危険又は不潔な物品を持ち込まないこと。
- (11) エマノン職員の指示に従うこと。

(事故責任)

第12条 施設を使用中、又は施設内に滞在している間に発生した事故又は傷害に関して、未来の準備室は一切その責任を負わないものとする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、未来の準備室理事長の決裁を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成28年3月4日より施行する。
- 2 この規定の一部を改訂し、令和3年10月1日より変更実施する。

(別紙) コミュニティ・カフェ EMANON 施設貸出料金表

※原則、予約段階で、利用料金を申し受けます。

※ご予約は、前日までにお願いします。ただし、カフェ運営や他の利用者の利用の妨げになる場合には、前日までの申し込みであっても、ご予約をお断りすることがございます。

※詳しくは利用規定をご参照ください。

使用区分		収容定員	一般料金		学生料金
			ワンドリンク オーダー有り	ワンドリンク オーダー無し	
営業 時間 内	最奥の部屋	6人程度	500円/時	1,500円/時	200円/時
	最奥の部屋 および 中央の部屋	18人程度	2,000円/時	3,000円/時	800円/時
	土間・キッチン を除く 全ての施設	25人程度	3,000円/時	4,000円/時	応相談
営業 時間 外	全ての 施設	30人程度		30,000円/日	応相談
終日	壁面利用			3,000円/日	応相談